

【 道路維持管理の現状と取組について 】

道路の維持管理について

○日常点検

毎日、道路巡回車により、目視で行う点検
都が管理する道路を概ね3日で1周

○定期点検

主として道路構造物を5年に1度行う点検
近接目視により専門技術者が実施

○異常時点検

地震・台風・集中豪雨の災害が発生した場合等、
道路巡回車により、目視で行う点検

根拠法令:

道路法42条

(道路の維持又は修繕)

● 都道の管理規模

道路延長	約 2,200 km
橋梁	約 1,200 橋
トンネル	約 120 箇所

○路面下空洞調査

舗装内部の破損、路面下空洞等の調査

⇒ 道路陥没を未然に防止

【調査対象箇所】

- ①地下鉄等の大型構造物の設置路線
- ②大型車両の通行が多く、事故発生 of 社会的影響が大きい路線など



空洞探査車



発見された空洞

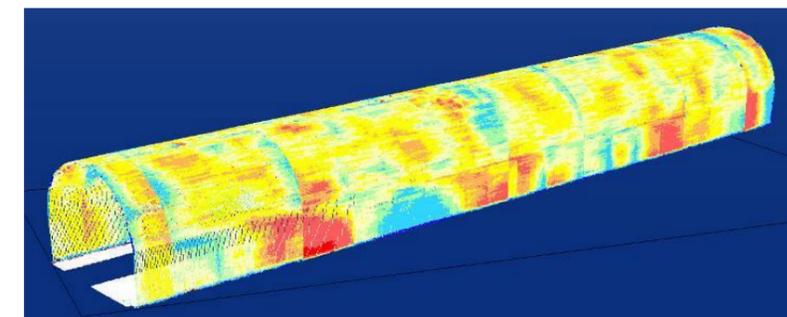
最先端技術の活用について

○非破壊検査によるトンネル点検

トンネル内の変形をレーザー測定により自動計測できる
点検車を活用した点検



トンネル内の変形を
自動計測できる点検車



自動計測されたトンネル断面

設計時のトンネル断面と比較し、
変形を把握 (赤色、青色、黄色等で表示)
(赤色や青色が変形している箇所)

○ドローンによる山岳道路斜面の調査

人が立ち入っての調査が困難な山岳道路斜面において、
ドローンの活用を検討



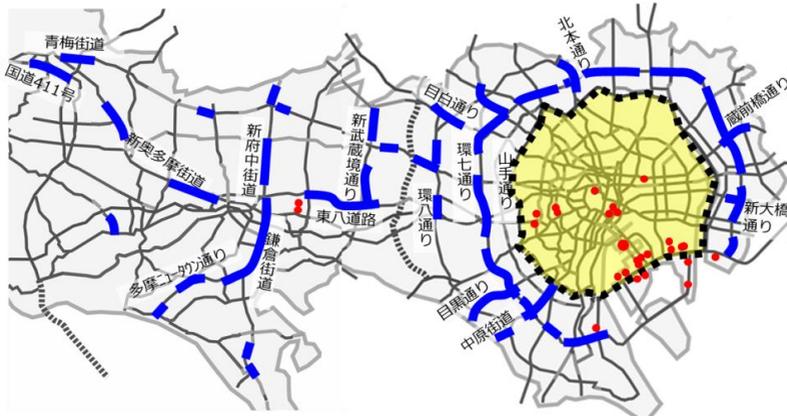
適用箇所イメージ



活用イメージ

【 無電柱化の推進について 】

東京都における無電柱化の取組み



センター・コア・エリア



主な計画路線(周辺区部・多摩地域)



東京2020オリンピック・パラリンピック
競技会場等予定地

都道※における整備状況

センター・コア・エリア内 : 92%

都全体 : 38%

(平成27年度末現在)

※ 都道：計画幅員で完成した都道

今後の東京都の取組み (2020年に向けた実行プラン)

○東京都無電柱化推進条例案(仮称)の策定

2017年度策定

○電柱新設の原則禁止(道路法37条の適用)

⇒ 都道全線指定(約2,200 km)

2017年度指定

○区市町村道への財政・技術支援の拡充

⇒ 先駆的に低コスト手法を導入する路線等

2017年度拡充開始

○コスト縮減に向けた技術検討

⇒ 東京電力やNTT等と検討会を設置し、
電線共同溝のさらなるコンパクト化や
材料の低コスト化などについて検討

○無電柱化を都民にPR

⇒ 様々な媒体を活用し、無電柱化の意義や効果を
都民に向けて積極的にPR